

運用指針
第2条③

供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減

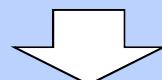
タカナベ サイト
東九州自動車道(高鍋IC～西都IC)の早期供用

東九州自動車道(高鍋IC～西都IC)の早期供用

当初計画

【① 収用案件(3箇所)】

- ・土地収用法による用地取得(平成20年9月)を予定して供用時期を設定



供用予定日:平成23年3月31日

口蹄疫の発生

【② 口蹄疫による工程遅延】

平成22年5月18日に宮崎県が非常事態宣言を発令。県内のあらゆる機関、団体、個人に対し一丸となって感染拡大を阻止し、口蹄疫を早期に撲滅するため、消毒の徹底など要請

経営努力による変更

【① 収用案件(3箇所)】

- ・粘り強い交渉を実施し、2箇所を平成18年11月に任意により用地取得
- ・綿密な事前計画及び、度重なる関係機関との調整により、事業認定告示から代執行までの期間を短縮

【② 口蹄疫による工程遅延の回避】

- ・口蹄疫の発生による舗装工事の工程遅延を作業時間を延長することで回避



供用日:平成22年7月17日
(257日の早期供用)

タカナベ サイト
東九州自動車道(高鍋IC～西都IC) 位置図



タカナベ サイト
東九州自動車道(高鍋～西都)の路線概要

- ・東九州自動車道は、九州東部を北九州市から鹿児島市まで結ぶ高速自動車国道
- ・高鍋IC～西都IC間はH22.7.17開通
- ・物流の効率化が図られ、地域産業の活性化や発展に寄与

早期供用に向けた全体マネジメント

- ・クリティカルである①収用案件(3箇所)の任意解決に向け、鋭意交渉

【①収用案件(3箇所)】

- ・粘り強い交渉の結果、3箇所のうち2箇所の任意解決
※H20.9代執行⇒H18.11任意解決(約22ヶ月短縮)
- ・関係機関と度重なる協議、綿密な事業調整
※事業認定告示後の事務手続を迅速化20.9代執行⇒H20.2代執行 (約7ヶ月短縮)
※詳細な事前調整により文化財調査の早期着手と円滑な調査が可能(約1ヶ月短縮)

- ・H22.7中旬を完成目標に、関係者協議、工事等に取り組む (8ヶ月短縮を計画)

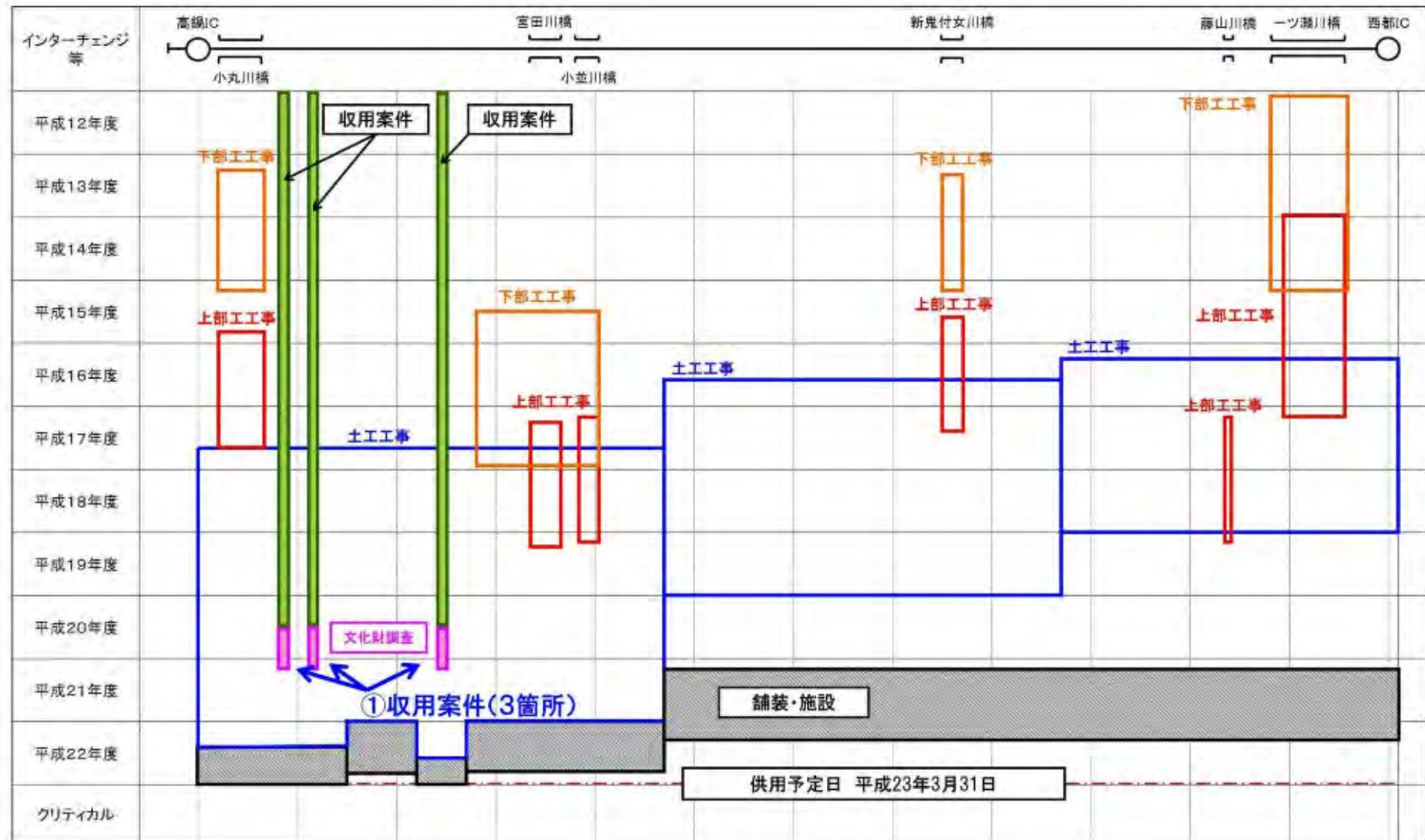
【②口蹄疫】

- ・H22.5 口蹄疫の感染拡大防止措置に伴う舗装工事の遅延
感染拡大防止のため、畜舎に近い工事用出入口2箇所を閉鎖(4箇所⇒2箇所)

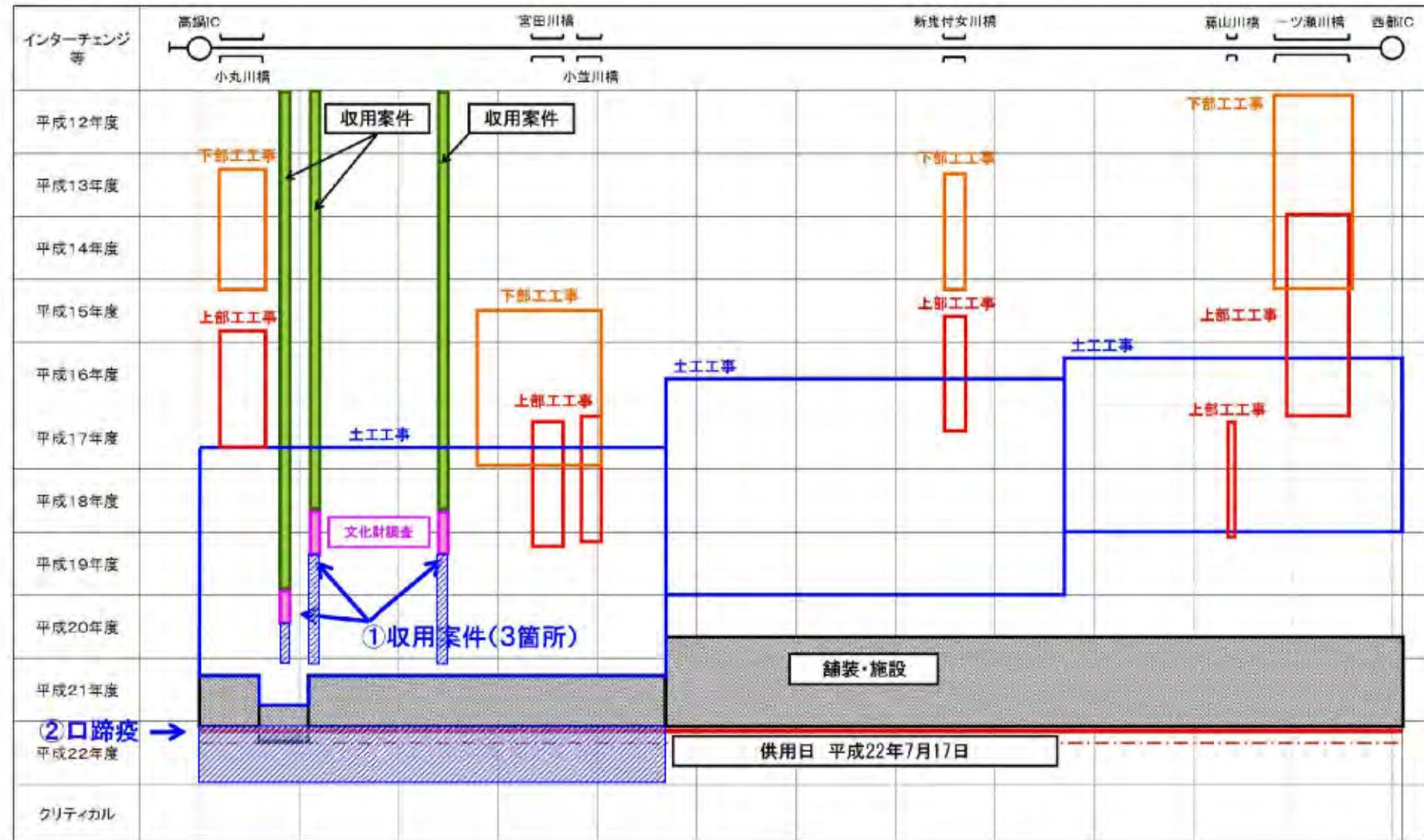
- ・舗装工事の作業時間の延長で、**工程遅延を回避**

全体マネジメントを行い、早期供用が実現(約8ヶ月)

当初工程(東九州自動車道 高鍋IC～西都IC)



実績工程(東九州自動車道 高鍋IC～西都IC)



①-1 収用案件の工程短縮【会社経営努力概要】

【補償金目的植栽により用地交渉が難航】



「補償金目的植栽」とは…

立木所有者が道路建設予定地などに、立木(苗木)を異常な密度で植栽し、事業者から不正に補償金を取得しようとする行為。

② 口蹄疫による工程遅延の回避 【会社経営努力概要】

【口蹄疫の発生】

- ・H22.5.18 口蹄疫非常事態宣言
- ・H22.5.19 現場出入口で工事用車両の消毒を実施
- ・H22.5.21 NEXCO西日本 口蹄疫現地対策本部設置
- ・H22.5.24 全4箇所の工事用進入路のうち畜舎に近い2箇所の工事用進入路を閉鎖(口蹄疫の感染拡大防止)

・舗装工事の工程遅延を懸念

作業時間を延長し工程遅延を回避

◇工程短縮メニュー

- ・工事用道路の関係地区を含め計17地区的地元と再協議し作業時間を延長
※作業時間 8時～17時 ⇒ 6時～22時



工事用車両の消毒

工程遅延を回避

経営努力要件適合性の認定について

収用案件に関する地元協議や、工事工程の短縮などにより、**供用までの期間を短縮したもの**である。

運用指針第2条第1項第3号に該当

約8ヶ月の早期供用による金利の縮減



会社の経営努力による
ものであると認定

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針（抜粋）

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減（適正な品質や管理水準を確保したものに限る。）について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

- ③供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減